

# 中種子町教育大綱

(中種子町教育振興基本計画)

～自然・歴史・文化など中種子  
の特性を踏まえた教育の振興～



中種子町教育委員会

# 中種子町教育大綱

## <目次>

はじめに

### 第1章 中種子町教育大綱（教育振興基本計画）

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的な考え方	1
3 基本目標	2
4 本町の教育的課題	2
5 本町教育の視点	2～3
6 本町教育の方向性	3～4
「風立の教育」	5
第5次中種子町長期振興計画と中種子町教育振興基本計画	6
中種子町教育行政の基本目標	7
教育行政の施策体系表	8
教育大綱施策の力点	9～11

### 第2章 本町教育を取り巻く環境

#### 1 社会状況

(1)人口減少や少子高齢化の進行	12
(2)経済情勢と産業構造の変化	13
(3)地球規模での環境問題	13
(4)高度情報化の進展	13
(5)価値観やライフスタイルの多様化	14
(6)地方分権の進展	14

#### 2 本町の子どもたちを取り巻く現状と課題

(1)児童生徒数の減少・学校規模	15
(2)学力・学習状況	15～16
(3)いじめ・不登校の状況	17
(4)規範意識	17
(5)基本的生活習慣	18
(6)特別支援教育	18
(7)キャリア教育	18
(8)体力や運動能力・運動習慣	19
(9)安全・安心な教育環境の整備・防災教育の充実	19
(10)家庭・地域の教育力	19～20
(11)子どもたちの文化活動	20

### 第3章 施策の実施

1 今後5年間に取り組む施策体系表	21
2 具体的施策の展開	22
I 調和のとれた児童生徒の育成	
①豊かな心の育成	
(ア) 道徳教育の充実	22
(イ) 生徒指導の充実	23
(ウ) 人権教育の充実	23
(エ) 体験活動の充実	24
②健やかな体の育成	
(ア) 体力・運動能力の向上	25
(イ) 食育の推進	26
(ウ) 健康教育の充実	27
③安全な学校給食の推進	28
II 確かな学力の定着と向上	
①「確かな学力」の定着	28
②特別支援教育の推進	29
③キャリア教育の推進	30
④郷土教育の推進	31
⑤社会の変化に対応した教育の推進	31
(ア) 情報教育	31
(イ) 環境教育	32
(ウ) 福祉教育・ボランティア活動	32
(エ) 国際理解教育	33
(オ) 消費者教育・金融教育	33～34
III 開かれ、信頼される学校づくり	
①開かれた学校づくり	34
②学校運営の充実	35
③へき地・小規模校教育の進行	35
④教職員の資質向上	36
⑤安全・安心な学校づくり	36
⑥教育環境の整備・充実	37
IV 生涯学習環境の充実と社会教育の推進	
①生涯学習環境の充実	38
②人権教育の充実	38

③体験活動の充実	39
④読書活動の充実	40

#### V 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

①地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進	40
②地域ぐるみでの子どもの育成	41
③地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	41
④家庭の教育力の向上	42

#### VI スポーツ・文化の振興

①生涯スポーツの推進	43
②競技スポーツの推進	44
③文化芸術活動の促進	45
④地域文化の継承・発展	45～46
⑤文化財の保存・活用	46～47

### 第4章 計画の実現に向けて

教育行政の着実な推進	48
学校・家庭・地域・企業等との連携・協力	48
関係部局・関係機関との連携・協力	48
地区市町村との連携・協力	48
県との連携・協力	48
計画の評価と進捗状況の確認	48

# 風ふ立りゆうの教育

「名馬は風に向かっ立っ」

いかなる苦難にも立ち向かい

たくましく世界に羽ばたく

人間の育成

人の和と豊かな土の

郷土を愛し

生涯学び続ける

人間の育成

## はじめに

近年、我が国は、グローバル化の急速な進展、人口減少や超高齢化社会の到来、厳しい財政状況など大きく変動しつつあり、これまで有効に機能していた社会保障制度や医療制度、金融・財政などのシステムが、十分に機能しなくなっており、将来に対する不透明感・不安感が増幅しつつあります。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など多くの課題が指摘されており、本町においても、児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応、小規模校における複式学級指導法の研究とその成果が求められています。

このような現状に鑑み、国においては、平成18年12月に教育基本法を改正し、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの理念に加え、新たに「公共の精神の尊重」や「豊かな人間性と創造」、「伝統の継承」を基本理念として明示しました。

また、教育振興基本計画を定めることについて規定し、国や県ではすでに策定がなされたところです。

中種子町教育委員会では郷土の先人が多くの苦難を乗り越え、営々と築いてきた本町教育の歴史と伝統の上に立ち、先に述べた教育基本法の改正の趣旨や平成23年3月の「第5次中種子町長期振興計画」、さらに平成27年4月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正を踏まえ、本町の実情に応じた教育振興のための施策を基本計画として「中種子町教育大綱並びに教育振興基本計画」として策定いたしました。

この計画では、基本目標に「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目指すことを示すとともに、今後5年間に取り組む施策の方向性を設定し、それに基づく施策を体系化しました。

今後、教育委員会においては、この計画に基づき、町長部局・学校・家庭・地域・企業との連携を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

平成27年4月

中種子町教育委員会

## 第1章 中種子町教育大綱(教育振興基本計画)

### 1 計画策定の趣旨

平成18年12月に約60年ぶりに改正された教育基本法において、教育基本法の基本理念を実現していくため、同法17条に、①国は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないこと、②地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが新たに規定されました。

【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）  
（教育振興計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策、その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本計画を定めるよう努めなければならない。

この規定に基づき、国は、平成20年7月に、鹿児島県は平成21年2月に教育振興計画を策定し、教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえ、総合的かつ計画的に取り組むべき施策などについて示しました。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正】（平成26年法律第76号）  
（教育大綱の策定）

① 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

② 地方公共団体の長は、大綱を定め、また、これを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議することとし、遅滞なく公表しなければならない。

中種子町教育委員会は、これらの法の施行に基づき、教育大綱及び教育振興基本計画を策定するものです。

### 2 計画の基本的な考え方

この計画は、本町の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として国や県の計画を参酌し、平成27年度から平成31年度までの5年間に取り組む施策を示します。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、スポーツ、文化・芸術など教育委員会所管事項に関することです。

### 3 基本目標

基本目標：「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」

- 1 「知徳体の調和がとれ主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」の育成。
- 2 「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会に貢献できる人間」の育成。

多くの先人が築いてきた本町教育の礎は、永い歳月を経た今日も「地域に根づく人づくり」の精神が脈々と受け継がれています。いつの時代もすべての町民が心豊かで生きがいのある人生を送り、次代を担う子供たちが心身共に健康でたくましく成長し、それぞれの時代に生きていく力を身につけることは不変の願いであります。

本町では平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることなどの趣旨を踏まえ、中種子町教育大綱を策定し、その目的の達成と今後の本町教育のさらなる充実発展を図ることとします。

また、大綱では教育基本法の規定に基づき、国及び県の教育行政の施策を踏まえ、本町の実情に応じた教育の振興を図るため、今後5年間に取り組むべき施策として教育振興基本計画を策定し推進することとします。

### 4 本町教育の今日的課題

本町でも人口減少、少子、高齢化に伴い、児童生徒数の減少による学校の小規模化が着実に進行する中、多くの学校で複式学級編成による学習活動が行われており、今後は中学校でも学級数の減少などの状況が予想されます。

これまでも少人数・小規模校の特性を生かしたきめ細かな指導と教育活動によって、各学校の特色ある取り組みがなされてきたところですが、一方では一定の集団活動によって得られる、コミュニケーション能力や子ども同士が互いに切磋琢磨しながら成長する力の育成など課題も多くあります。

また、基礎基本の定着など確かな学力の向上、不登校やいじめ防止対策、さらに今後の情報化社会に向け、対応できうる人材の育成が求められています。

### 5 本町教育の視点

#### (1) 時代を越えて変わらない価値あるものの尊重

個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切に作る心など、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性はいつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものです。

#### (2) 社会の変化への確かつ柔軟に対応する能力の育成

硬直した画一的な教育は個人や社会の活力を減退させます。社会の変化に柔軟に対応するための創造力や問題を自ら解決していこうとする主体的な態度、また、今後の



グローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力、ICTを活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

### (3)学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかり身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に延ばしていくという役割があります。

家庭は教育の原点であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で非常に大きな役割を担っています。

また、企業は学校と連携した職業教育・キャリア教育への協力、企業としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランスの確保のための取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のための役割を担っていくことが求められています。

これまでの成果を踏まえ、学校、家庭、地域、企業等それぞれの立場で今後の本町教育の将来を見据え、積極的に連携や協働を図り施策を推進していきます。

### (4)郷土の教育的な伝統や風土の活用

本町には離島という様々な厳しい条件の中で教育を大事にする伝統や精神、風土があり、これまでも国内外で活躍する多くの有能な人材を輩出しています。また、豊かな自然と地域に根差した個性あふれる特色ある文化は今も引き継がれ、住民の結いの心や絆として活力ある町づくりにつながっています。

さらには、地域全体で子どもを守り育てるという伝統的な地域の教育力も残っており、昭和54年制定の町民憲章の精神、平成7年の生涯学習推進の町宣言を踏まえて今後の施策を推進します。

## **6 本町教育の方向性**

本町教育の取り組みの視点をふまえ

### (1)規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが安心して学習に取り組むためには所属する集団の仲間による指導や助言が不可欠です。

本町には「よか馬は風に向かって立つ」の諺に由来する、いかなる困難に直面しても自らを奮い立たせ、最後まで粘り強く立ち向かっていくという教えがあります。

これからの社会を生き抜いていく子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

## (2)能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくために、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を育成します。

さらに、環境教育や情報教育など社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

## (3)教職員の資質向上と開かれ信頼される学校づくりの推進

学校においては、教育の目標が達成されるよう心身の発達段階に応じて、組織的・体系的な教育が行われなければなりません。学校がこの役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを推進することは、活気ある地域社会づくりにもつながります。

また、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりにも取り組みます。

## (4)地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。本町にも「人の子も我が子も同じ地域の子」という言葉があるように、子供会活動をはじめ地域民が一体となったさまざまな活動が行われています。今後も地域に根ざした異年齢集団活動などを通した子どもたちの健全育成に取り組みます。

## (5)生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興

生涯学習社会の中で、子どもから大人までの全ての町民が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、それぞれの生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場で学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる環境づくりを目指します。

また、スポーツ活動と芸術文化活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、さまざまな芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

さらに、本町は総合的スポーツ施設を有しており、これらの施設を活用した町民の健康づくりや競技力の向上を目指すとともに、県内外からのスポーツ合宿の誘致による交流人口を拡充し、町の活性化を図ります。

## 第5次中種子町長期振興計画

### 【町の将来像】

人の和と豊かな実りに新たな希望が持てる町なかたね

### 【教育分野の目標】

地域に根づく人づくり (1)生涯学び続ける人づくり  
(2)共に暮らす地域の和を生かして

### 【重点施策】

- 1 輝きの芽を育む幼児教育の推進
- 2 家庭・学校・地域が連携した義務教育の推進
- 3 明日を拓く高等学校教育
- 4 潤いのある社会教育の推進
- 5 ふれあいと笑顔がはじける生涯スポーツの推進
- 6 心の豊かさと誇りを感じる芸術・文化の振興



## 中種子町教育振興基本計画

### 【基本目標】

「明日をひらく心豊かでたくましい人づくり」  
郷土の教育的な伝統や風土を生かし全人教育・生涯学習の推進に努める

### 【重点目標】

- ① 21世紀にたくましく生きる中種子の子の健全育成
- ② 豊かな心もちたくましく生きる能力や、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力など「生きる力」を備えた人間の育成
- ③ 生きがいのある人生・ふれあい学び合う地域社会づくり
- ④ 自らの意識と意欲で「生涯をいきいきと生き抜く町民性の醸成」

### 【重点施策】

- I 学校教育の充実**
  - (1) 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
  - (2) 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
  - (3) 教職員の資質向上と開かれ信頼される学校づくりの推進
- II 社会教育の充実**
  - (1) 生涯学習推進体制の整備充実と学習機会の拡充
  - (2) 社会教育の推進及び公民館活動の充実
  - (3) ふるさと文化の創造とスポーツ活動の促進
- III 教育委員会機能の充実と活性化**
  - (1) 教育施設及び備品の整備充実と適切な維持管理
  - (2) 学校財務事務の適正化
- IV 学校給食の充実**
  - (1) 安心・安全な食の提供と食育教育の充実
  - (2) 給食センターの管理運営の充実と職員の資質向上

## 中種子町教育行政の基本目標

「明日をひらく心豊かでたくましい人づくり」

郷土の教育的な伝統や風土を生かし全人教育・生涯学習の推進に努める

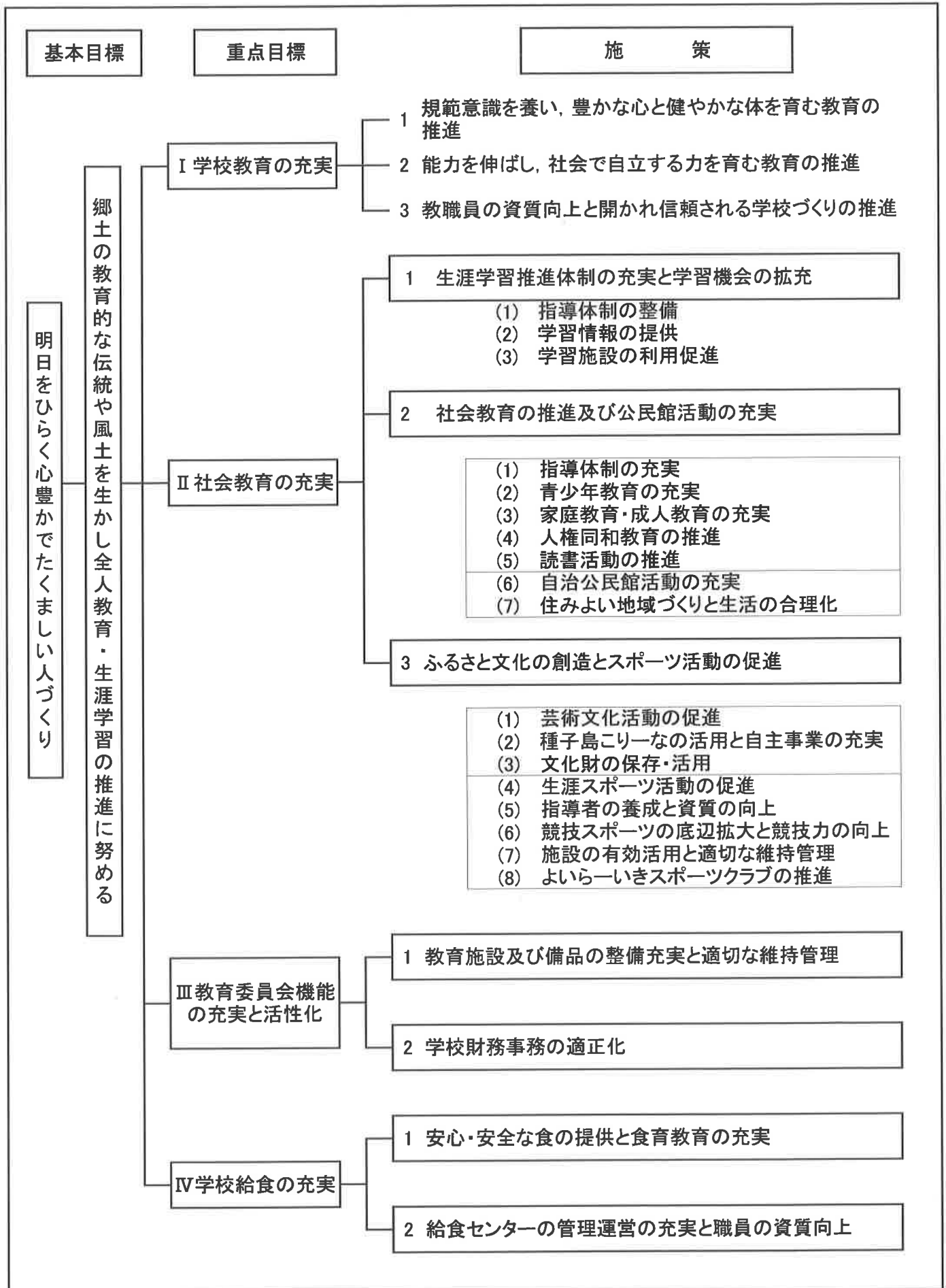
中種子町教育委員会では、第5次中種子町長期振興計画に基づき「明日をひらく心豊かでたくましい人づくり」の基本目標を踏まえ、輝きの芽を育む幼児教育の推進や家庭・学校・地域が連携した義務教育の充実を図ると共に、潤いのある社会教育の推進とふれあいと笑顔があふれる生涯スポーツ活動や誇りを感じる芸術・文化の振興を目指す。

その実現のため、中種子町教育大綱及び教育振興基本計画を踏まえ、県教育委員会と連携しながら、21世紀にたくましく生きる中種子の子の健全育成を目指し、豊かな心もちたくましく生きる能力や自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力など「生きる力」を備えた人間の育成に取り組みます。また、生きがいのある人生・ふれあい学び合う地域社会を構築し、自らの意識と意欲で「生涯をいきいきと生き抜く町民性の醸成」を目標に学校・家庭・地域社会・関係団体等が連携し、それぞれの役割を十分果たしながら地域の教育力の向上に努めます。

併せて、生涯学習の視点をもって、幼児教育、学校教育、社会教育、スポーツ・文化の各分野での教育機能を高めます。

特に青少年の健全な育成にあたっては、確かな学力や豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育む視点から学校教育の充実を図ると共に、いじめ問題、不登校、ネット社会への対応など、教育を取り巻く今日的課題を踏まえ、中種子の子の健全育成を積極的に推進します。

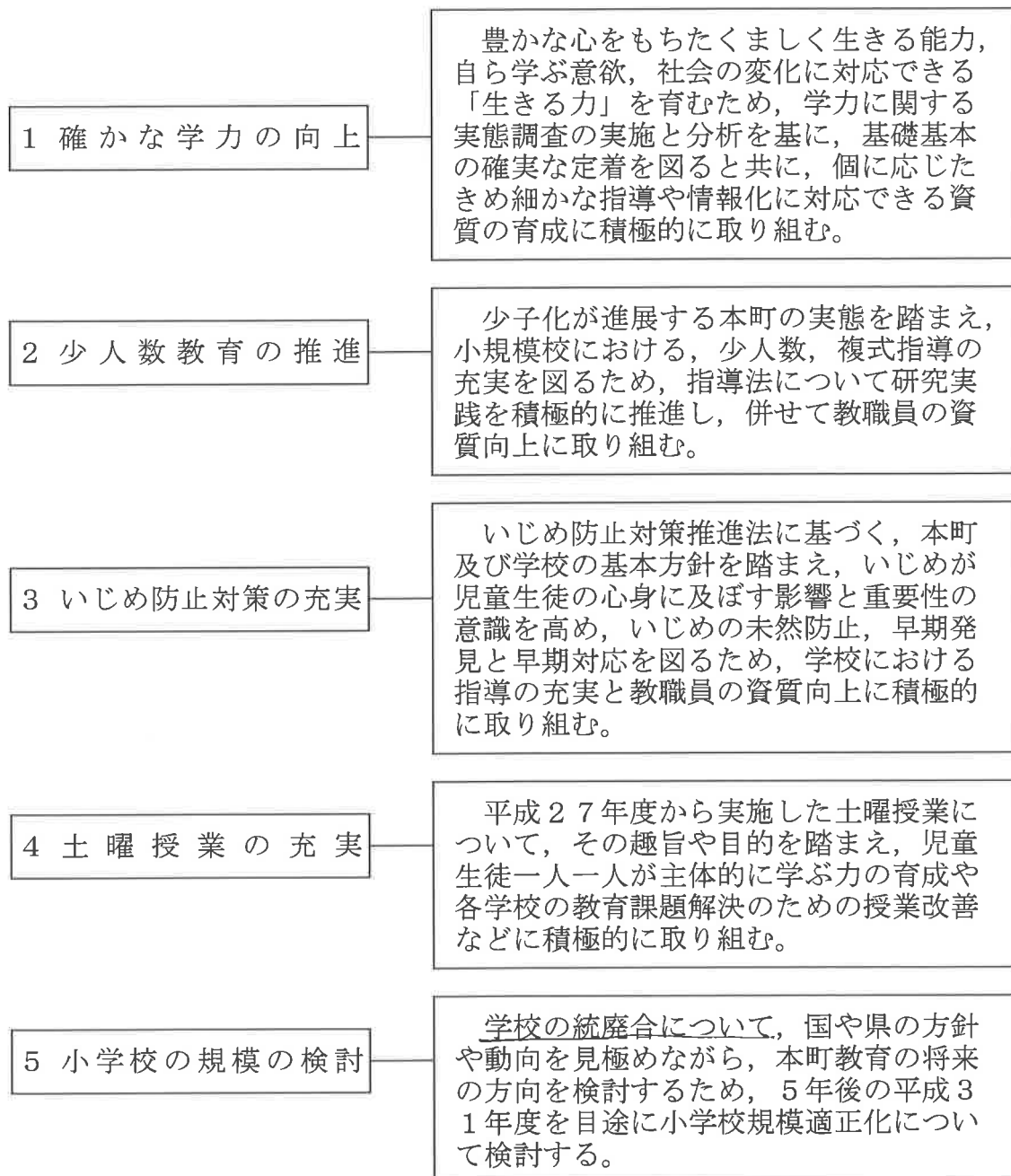
# 教育行政の施策体系表



## 教育大綱施策の力点

大綱の主たる記載事項は各地方公共団体の判断に委ねられているが、主として学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育園認定こども園を通した幼児教育、保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての方針となっていることから、その目的を踏まえ本町教育の充実振興を図るため、今後5年間に取り組むべき具体的施策を教育振興基本計画とは別途に力点として設定したものである。

### I 学校教育の充実



## II 社会教育の充実

1 生涯学習社会の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 町民の学ぶ意欲を高めるための施策の展開</li><li>○ 関係団体及び指導者の育成</li><li>○ 地域人材の活用促進と人材バンクの設置</li></ul>
2 施設・設備の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 町立体育館大規模改修 (屋根, サッシ, 防水, 外壁塗装)</li><li>○ 野球場改修 (内野フィールドの土入替, 配管改修)</li><li>○ 歴史民俗資料館耐震補強工事</li><li>○ 種子島こりーな大規模改修 (音響取替, 映像設備, 舞台吊物改修 舞台照明機材取替)</li></ul>
3 青少年の健全育成の充実	<p>ネット犯罪や青少年の非行など青少年を取り巻く環境の今日的課題を踏まえ、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、地域社会全体で子どもを見守り育てるための取り組みを推進する。</p>
4 総合的な児童の放課後対策	<p>現在行っている学童保育の充実を図るとともに、福祉関係施策との連携を図り、より住民のニーズに対応する。</p>
5 文化財の保存活用	<p>国指定重要文化財「古市家住宅」、国の天然記念物指定予定の「阿嶽川マングローブ林」、県指定史跡「立切遺跡」などの指定文化財の保存・活用を図る。</p>
6 生涯スポーツの推進	<p>多くの町民が生涯にわたりスポーツ活動に参加し、健康の保持増進を図ることは、明るく活力ある町づくりに資することから、中央運動公園をはじめとする充実した施設の有効活用を促進する。また、町民のニーズに対応できうる指導者の育成と各種スポーツ教室の開催など環境づくりを進め、よいらーいきスポーツクラブの充実に努める。</p>
7 郷土誌の編集・刊行	<p>昭和46年に編纂された中種子町郷土誌を町制施行80周年の平成32年に刊行するため、準備委員会の設置など、平成27年度から計画的に取り組む。</p>

### Ⅲ 教育環境の整備充実

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 学校施設の改修事業 | ○体育館の屋上防水，外壁塗装，床張<br>○プール濾過器の補修，塗装<br>○屋上防水，外壁塗装 |
| 2 パソコン導入事業  | ○教師用パソコンリース料（5年間リース）<br>年次的に導入を図る。（リース）          |
| 3 エアコン設置事業  | ○各学校の特別教室に，年次的，計画的に<br>エアコンを設置する。                |
| 4 教職員住宅建替事業 | ○築年数の長い住宅をから，年次的に建替え，<br>改修を進める。                 |
| 5 浄化槽整備事業   | ○教職員住宅のトイレの改修を図る。<br>（簡易水洗トイレを水洗トイレに改修する。）       |

### Ⅳ 学校給食の充実

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 安心・安全な食の提供 | 食に関する正しい理解と望ましい食習慣を育成し，児童生徒の心身の健康と保持増進に資するための学校給食の重要性を踏まえ，その指導の充実を図ると共に学校給食法及び衛生管理基準に基づく，適切な運営と安全な給食の提供に努める。また，食材の管理や食物アレルギーなど個別の対応については十分留意する。 |
| 2 施設の安全管理の充実 | 定期的及び日常的な施設及び調理機器の点検を徹底し，業務中の事故防止に万全を期する。   |
| 3 職員の資質向上    | 安心・安全な給食の提供に資するため，調理員の技術向上や衛生管理に関するセンター独自の研修に努めるとともに外部研修への積極的な参加を促進する。  |



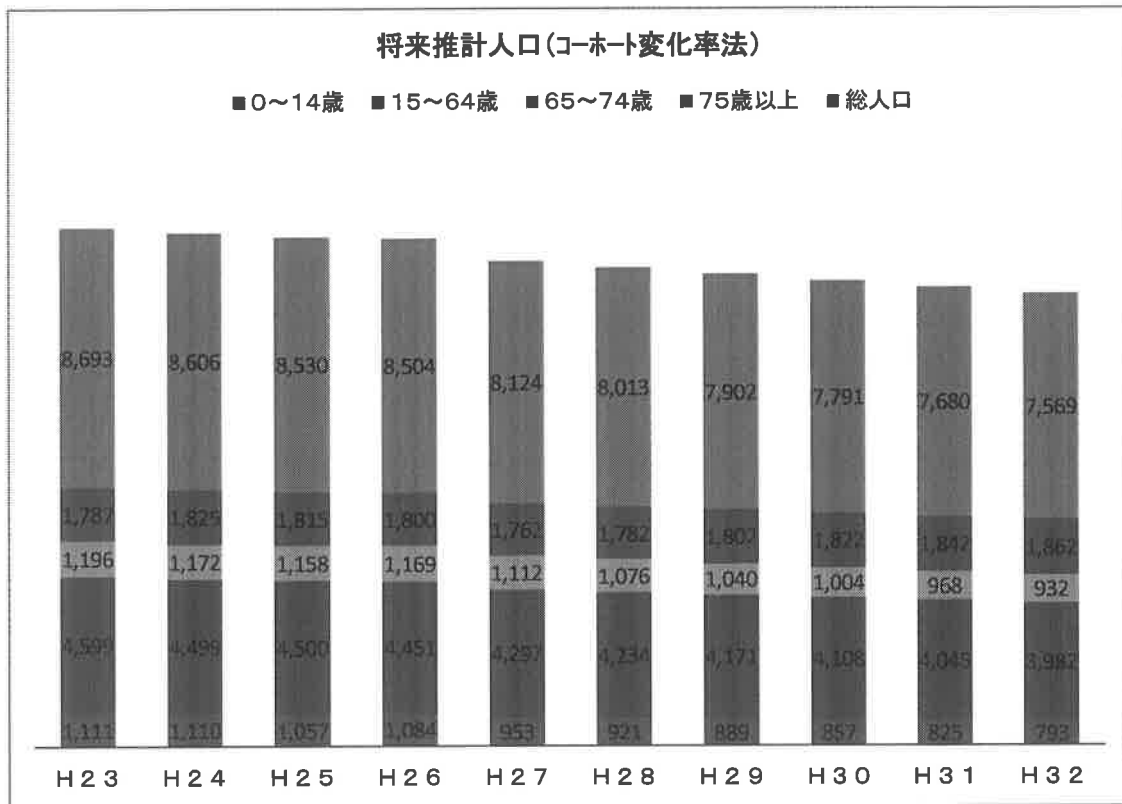
## 第2章 本町教育を取り巻く環境

### 1 社会状況

#### (1) 人口減少や少子高齢化の進行

中種子町の人口の動向をみると、大正から昭和15年までは約11,000人前後の横ばい傾向であったが、終戦を迎え復員者等急激な増加を示し、昭和35年の19,321人をピークにその後日本経済の高度成長を支えてきた若年労働者の供給、進学等により都市への人口流出は続き、平成22年（国勢調査）には、8,697人（△10,624人、△55.0%）と大幅に減少してきている。近年人口減少率は鈍化したものの依然として減少は続いている。

平成27年3月31日現在の住民基本台帳登録人口は、男3,958人、女4,414人、合計8,372人、世帯数は、4,335世帯となっており、1世帯当たり1.93人と核家族化が進んでいる。また若年層の流出や少子化、さらには平均寿命の伸びなどにより人口構成は、65歳以上の高齢者の比率が35.5%と超高齢社会となっている。



H23～H26は実績値

推計人口は、平成12年と平成17年の国政調査データを基にしたコホート変化率法(男女別×5歳刻み)で推計した結果平成32年の総人口は7,569人となりました。

(「第5次中種子町長期振興計画」資料参照)

## **(2) 経済情勢と産業構造の変化**

情報通信技術の飛躍的な進歩と国際間の輸送・交通手段の高速化・広域化により、資本・労働・情報等が国家を越えて自由に、また、活発に移動するグローバル化が進展し、地球規模での交流が活発化してきています。

さらに、21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代と言われています。そのような社会において、教育の重要性は、ますます高まっていくものと考えられます。

国際化の進展により、産業、文化、社会貢献など、あらゆる分野で世界的な視野で交流し、活動することが求められる時代となっています。今後の教育においても、国際社会で活躍する人材の育成が課題であるといえます。

## **(3) 地球規模での環境問題**

世界規模での人口増加、経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は、エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

このような気候変動は、豊かな自然や多様な生態系に影響を与えるだけでなく、植生の変化や病害虫の発生、海水温の上昇などに伴う農林水産業への悪影響や台風の大規模化などによる風水害の発生といった生活に直結する影響を与えることも懸念されます。

このため、環境への負荷が少なく、環境と調和した循環型社会への転換を目指して、自然環境を保全するとともに、ゴミの減量や資源のリサイクル、省エネルギーへの取組など環境教育を進めることが必要となってきます。

## **(4) 高度情報化の進展**

インターネットの急速な普及、ADSLや光ファイバ等によるブロードバンド化、携帯電話やスマートフォンに代表されるモバイル化、放送のデジタル化など、我が国の情報通信事情は、今世紀に入ってから劇的に進展し、町民生活において、利便性の向上やライフスタイルの多様化をもたらしています。

あらゆる世代において、情報活用能力（情報リテラシー）を身につけるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。

今後は、「いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークにつながる社会」、いわゆるユビキタスネット社会の実現が期待されていますが、少子高齢化や過疎化が急速に進展している本町では、教育や福祉など様々な分野における情報通信の有効活用が求められています。

しかし、本町においては光ファイバが未整備で超高速ブロードバンドの利用ができない状況にあることから、情報基盤の整備や高度情報化への対応が必要となっています。

#### **(5) 価値観やライフスタイルの多様化**

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。こうした価値観の多様化や家族形態の変容、高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフスタイルも多様化しています。

また、近年は、NPO法人による活動やボランティア活動など、個人や団体による社会貢献活動も活発になり、地域活動や社会貢献活動に対する関心が高まっています。このようなか中で、町民をはじめ、NPO法人やボランティア団体など多様な担い手が知恵を出し合い、助け合う「共生・協働」の仕組みづくりが求められています。

一方、少子高齢化の進行や過疎化の進展、価値観の多様化などにより、地域のコミュニティ機能や社会規範意識の低下による犯罪の質的変化が懸念されているほか、安心して子育てができる環境づくり、地域における防災力の充実・強化などが求められています。

本町においては、小中学生の子ども会への加入率が高く、自治公民館数が多いなど、地域内のつながりは残っているものの、自治公民館への加入者数が、徐々に減少するといった状況も見られます。本町の良き伝統であり、永く引き継がれてきた地域社会における人と人とのつながりを守り育て、持続可能で活力があり、安心して生活できる地域社会づくりが必要となっています。

#### **(6) 地方分権の進展**

少子高齢化や過疎化が進展する中、人々の価値観やライフスタイルの多様化に対応する公共サービスを的確に提供していくためには、これまでの中央集権型の行政システムから、住民に最も身近な地方公共団体が自己決定、自己責任の下に、その創意と工夫によって住民の視点に立った行政を執行する地方分権型の行政システムに移行することが不可欠となっており、国と地方の役割分担や国の関与の在り方が見直されるなど、地方のことは地方自らが決定する地方分権時代が到来しています。

本県においては、「平成の大合併」による市町村合併により96市町村から半数以下の43市町村となり、自立性の高い基礎自治体が形成されつつあります。

また、更なる地方分権改革を推進するため、国から地方自治体への事務・権限の委譲等が推進されており、本町においても町民福祉の向上のため様々な事務において権限委譲が進められており、今後更なる権限委譲も検討されています。

## 2 本町の子どもたちを取り巻く現状と課題

### (1) 児童生徒数の減少・学校規模

中種子町における学校数・学級数・児童数は、平成27年4月末現在で、小学校7校、学級数33学級（特別支援学級含む）児童数425名ですが、平成32年度には、学級数30学級（3学級の減）、児童数392名（33名の減）となる見込みです。

中学校の学級数・生徒数は、平成27年4月末現在で、学級数8学級（特別支援学級含む）生徒数234名ですが、平成32年度には、学級数7学級（1学級の減）、生徒数213名（21名の減）となる見込みです。

このように、今後児童・生徒数は微減するものと予想されます。

### (2) 学力・学習状況

小学校6年生と中学校3年生を対象に、平成26年4月に実施された「全国学力・学習状況調査」の本町の結果は下のとおりです。

ア 主として「知識」に関する問題

**小学校6年国語**（全国正答率：72.9%，鹿児島県正答率：72.5%，本町73.0%）

正答率は全国，県と同程度であり，「知識」に関しては平均並みと言える。「書く」「言語に関する知識・理解・技能」は平均を上回っている。

**小学校6年算数**（全国正答率：78.1%，鹿児島県正答率：78.5%，本町79.2%）

正答率は全国，県をやや上回っており，「知識」に関しては平均よりややよいと言える。「量と測定」「図形」では平均を上回っている。

**中学校3年国語**（全国正答率：79.4%，鹿児島県正答率78.1%，本町79.2%）

正答率は全国と同程度であり，「知識」に関しては平均並みと言える。「言語に関する知識・理解・技能」は平均を上回っている。

**中学校3年数学**（全国正答率：67.4%，鹿児島県正答率65.5%，本町65.6%）

正答率は県と同程度であり，「知識」に関しては平均並みと言える。

イ 主として「活用」に関する問題

**小学校6年国語**（全国正答率：55.5%，鹿児島県正答率：55.2%，本町53.9%）

正答率は全国，県をやや下回っており，「活用」に関してはやや課題があると言える。

**小学校6年算数**（全国正答率：58.2%，鹿児島県正答率：55.3%，本町55.4%）

正答率は県と同程度であり，「活用」に関しては平均並みと言える。「図形」が平均を大きく上回っている。

**中学校3年国語**（全国正答率：51.0%，鹿児島県正答率：49.1%，本町45.6%）

正答率は全国，県を下回っており，「活用」に関しては課題があると言える。「読む」力が平均を下回っている。

**中学校3年数学**（全国正答率：59.8%，鹿児島県正答率：58.4%，本町57.1%）

正答率は全国，県をやや下回っており，「活用」に関してはやや課題があると言える。「関数」「図形」が平均を下回っている。

## ウ 学習状況調査結果

### 小学校

- ・ 子供たちは，地域の行事によく参加しており，また，家の人も授業参観や運動会などの学校行事によく来てくれている。
- ・ しかし，難しいことでも失敗をおそれないで挑戦しようとしたり，自分にはよいところがあると思っている子供，将来の夢や目標をもっている子供は全国，県平均より少ない。
- ・ 家で学校の授業の予習・復習をしている子供は全国，県平均より少なく，新聞を読んだり，地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある子供も全国，県平均より少ない。
- ・ 学校の授業時間以外の，平日1日当たりの勉強時間  
3時間以上：7.6%，2時間～3時間未満：11.4%，1時間～2時間未満：34.2%，小学校6年生で家での学習時間が1時間未満の者が46.9%もいる（全国：37.9%）。
- ・ 平日1日当たりの，テレビ，ビデオ，DVDの視聴時間  
3～4時間：31.6%，4時間以上：19.0%，小学校6年生の50%以上が，1日に3時間以上，テレビ，ビデオ，DVDを視聴している。

### 中学校

- ・ 「学校に行くのは楽しい。」「地域の行事に参加する。」「人の役に立つ人間になりたい。」と思っている生徒が県，全国平均よりも多い。
- ・ しかし，難しいことでも失敗をおそれないで挑戦しようとしたり，自分にはよいところがあると思っている生徒は，全国，県平均より少ない。
- ・ 友達の前で自分の考えや意見を発表したり，友達に伝えたいことをうまく伝えたりすることに苦手意識もっている生徒は，全国，県平均より多い。
- ・ 昼休みや放課後，学校が休みの日に，学校図書館や地域の図書館にどれくらい行くか。  
年数回：27.7%，全く行かない：46.2%，合わせると3/4近くになる。

学力調査の結果から，本町児童・生徒は，知識や技能といった基礎学力はほぼ定着してきていると言えるが，その知識や技能を活用する力をさらに伸ばす必要があるという，全国，県と同様の課題を抱えている。また，学習状況に関しては，テレビなどメディアの長時間視聴と家庭学習時間の確保，新聞・読書への親しみ等に課題がある。これらの現状を踏まえ，教育委員会，学校，家庭がそれぞれの役割をきちんと果たしつつ，連携・協力して子供たちの学力向上に取り組んでいきます。

### 教育委員会では

- ・ 研究協力校の指定，及び公開授業による研究成果の発表，他校への還元を通

して、授業改善を進めます。

- ・ 各学校での校内研修への積極的参加，及び講師派遣を通して，研修の充実を図り，教職員の指導力向上を目指します。
- ・ 小・中・高連携を推進し，それぞれの段階で身に付けさせるべき基礎・基本を明確にするとともに，協力して学力の向上を目指します。

各学校では

- ・ 基礎学力の定着に特化，即効性のある視点を設定し，全校で共通実践を行い児童生徒へ基礎的・基本的内容の確実な定着を図ります。
- ・ 個別指導を充実させ，個に応じた補充指導や発展的指導を行い，一人一人のもつよさや能力を最大限伸ばす教育活動を展開します。
- ・ ICT機器の積極的活用など，指導方法の工夫・改善に努めます。

各家庭では

- ・ 家庭学習60・90運動に基づいた家庭学習習慣の確立に努めます。
- ・ 家庭での読書習慣の確立（親子読書）に努めます。
- ・ 各家庭で約束事を定め，テレビやゲームなどとの適切な関係を保ちます。

### (3) いじめ・不登校等の状況

文部科学省「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると，本町小・中学校におけるいじめの発生件数は，5校で計11件となっています。これらの事案は，学校での指導で全て解消してはいますが，本町でも少なからずいじめの問題が発生しており，早期発見，早期対応，早期解決の取組が引き続き重要であることが分かります。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では，いじめの防止等のための対策の基本理念，いじめの禁止，関係者の責務等が定められています。これを受け中種子町，及び各小・中学校で「いじめ防止基本方針」を策定し，公表しています。各学校においては，いじめの問題等に関する定期的なアンケート実施等による早期発見・早期対応に努めるとともに，道徳教育の充実による豊かな心の育成，相談体制の整備，インターネットを通じて行われるいじめに対する対策などを積極的に行い，いじめの根絶に向けた取組を充実させていきます。また，地域・社会との連携も深め，お互いが協力し，子供の健全な育成を見守っていくことも重要です。

平成26年度における本町の不登校児童・生徒は6名おり，学校，家庭が密に連携をとりながら不登校の解消に向けた取組を行っています。不登校の解消には関係各機関等が連携・協力した取組が必要であり，本町でも県スクールカウンセラーの相談活動を利用したり，町教育相談員による相談活動を行ったり，教育委員会と，保健，福祉関係各課が継続的に対応したりと，組織的な取組を行っています。

### (4) 規範意識

昨今、子どもたちが本来身に付けておくべき礼儀や生活習慣、社会的マナーが十分に育成されていないという指摘があります。

教育基本法においては、これまでの「個人の尊厳を重んずべきこと」などの理念を継承しつつ「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが教育の目標とされ、学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度を養うことが明記されました。

子供たちが思いやりの心を持ち、豊かな人間性を備えるために、全教育活動を通して規範意識の涵養を図っていくことが必要です。

#### (5) 基本的生活習慣

小学校6年生と中学校3年生を対象に、平成26年4月に実施された「全国学力・学習状況調査」によると、「朝食を毎日食べる」と回答した割合は、小学生で88.6%、中学生で89.2%となっており、また「毎日同じくらいの時間に寝る」と回答した割合は、小学生で29.1%、中学生で24.6%となっています。朝食抜きや不規則な睡眠といった基本的生活習慣の乱れは、児童・生徒の健やかな体の成長や健康の保持増進はもとより、気力・体力の低下、集中力の欠如など様々なところに悪影響を及ぼすことにつながります。

子供が心身ともに健康で、健やかに成長していくためには、学校・家庭が連携し「早寝、早起き、朝ご飯」といった基本的生活習慣を確実に身に付けていくことが大切です。

#### (6) 特別支援教育

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年4月に「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の障害があり、特別な支援を必要とする児童・生徒は、全国の小・中学校の通常学級にも、6.5%程度は在籍していると推測されており、これらの児童・生徒の個々の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行っていくことが求められています。

本町では、特別支援教育支援員を配置し、これらの教育的ニーズへの対応を図っています。また、鹿児島県立中種子養護学校の専門的指導助言による教職員の研修を深めています。

#### (7) キャリア教育

児童・生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要です。小学校では、夢や希望を持ち、目標に向けて努力する態度を

育成すること、中学校では様々な職業があることを理解させ、自分の適性について考えさせることなど、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進する必要があります。

#### **(8) 体力・運動能力・運動習慣**

近年、児童生徒の体力・運動能力は低下傾向にあることが指摘されています。これは、生活環境の変化による運動量の低下や、屋外で体を動かす機会の減少等によるものと考えられます。

小学校5年生と中学校2年生を対象に実施された「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果をみると、本町の小学校5年生は男女とも全ての種目において全国、県平均と同程度かそれをやや上回る結果が出ており、中学校2年生では男女とも全ての種目において全国、県平均と同程度かそれをやや下回る結果が出ています。

また、運動習慣等に関する調査では、「運動が好き」と答えた児童・生徒は全国、県平均と同程度いることが分かっています。

子供の体力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものです。体力、運動能力の向上、運動習慣の獲得は大変重要な課題です。

#### **(9) 安全・安心な教育環境の整備と防災教育の充実**

近年、学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や、通学路で児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。また、児童生徒の交通事故や水難事故の発生があとを絶たない状況です。

児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して安全に暮らせる地域社会づくりが求められています。

また、児童生徒が安心して学び、生活する場であるとともに、災害時の地域住民の応急避難場所としての役割を果たす学校施設の充実をより一層進め、行政や各関係機関との連携を図った安全対策の構築を進めていく必要があります。

#### **(10) 家庭・地域の教育力**

近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭は、教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から、命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また、地域社会には、子どもたちの日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組、大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。

本町においては、高い組織率を誇る子ども会やPTA、地域女性団体や青年団、公民館等、地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成を目指して活動している多



くの社会教育関係団体があり、それぞれの団体が地域に根ざした活動を行っています。

近年は、学校応援団など地域による学校支援を行うための組織が設置され、また、家庭教育相談員養成が進むなど、本町における「地域の中の学校づくり」の体制が整備されるとともに、地域ぐるみの子育てを支援する気運が高まりつつあります。

平成25年10月には、鹿児島県家庭教育支援条例が制定され、平成26年4月1日から施行されたことを受け、今後、さらに、本町において昔から引き継がれている教育的資源や伝統を生かしつつ、家庭や地域の教育力を高めるために、社会教育関係団体等との連携を図りながら、地域コーディネーターの養成と資質向上、家庭教育相談員の積極的な活用しながら、更に促進していく必要があります。

○ 学校応援団の推進状況

年 度	平成24	平成25	平成26
取組学校数	8	8	8
地域本部数	8	8	8
学校支援ボランティア登録者数(人)	682	650	469

○ 家庭教育に関する研修会等の実施状況(人)

年 度	平成24	平成25	平成26
家庭教育学級生	203	199	200
家庭教育学級合同研修会参加者数	18	61	66

### (11) 子どもたちの文化活動

本町に数多く残っている地域の伝統芸能・行事や郷土の教え等の文化資産は、生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。

また、各学校では、地域の文化資産を取り入れた教育活動を行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けており、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。

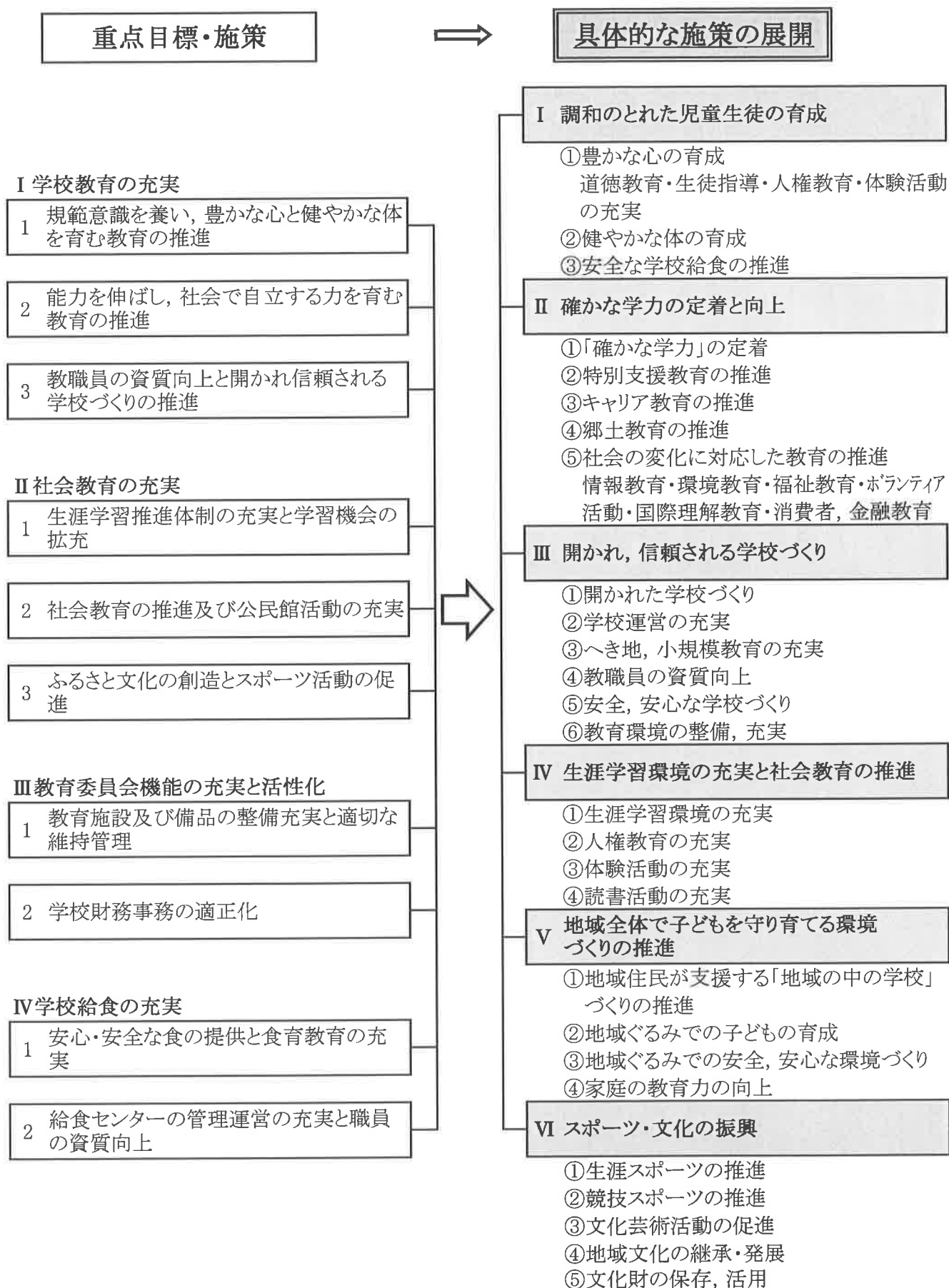
一方で、少子高齢化・過疎化による担い手不足等により、それらの文化資産を保存・継承することが難しくなっています。

子どもたちに郷土の伝統文化や様々な芸術に親しませることは、郷土に誇りを持つ心の醸成や、本町の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

これまでも、文化資産の保存・継承、新たな文化財指定による文化財の保護に努めてきました。このことによって、子どもたちをはじめ、町民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどによって郷土を愛する心の醸成が図られてきています。今後も、文化資産や文化財等の学校活動や地域活動への更なる活用を推進する必要があります。

### 第3章 施策の実施

#### 1 今後5年間に取り組む施策体系表



## 2 具体的な施策の展開

ここでは、重点目標に沿った具体的な施策について、「現状と課題」・「これからの施策の方向性」・「主な取組」を示します。

### I 調和のとれた児童生徒の育成

#### ① 豊かな心の育成

##### (ア) 道徳教育の充実

###### 【現状と課題】

- 近年、児童・生徒の規範意識の低下が指摘されていますが、基本的な生活習慣や、人としてしてはいけないことなど、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりを養う道徳教育を充実させることは重要です。
- 全国学力・学習状況調査によると、例えば「学校のきまり、規則を守っている」との質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合は、全国的にも高いという結果が出ています。しかしながら、学年が進むにつれて、その割合が低下する傾向が見られます。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を学び、他国を尊重し、未来をひらく主体性のある日本人を育成するために道徳教育が重視されています。

###### 【これからの施策の方向性】

- 児童・生徒の実態を踏まえ、学年や発達段階に応じた、教育活動全体での道徳教育の充実を図るとともに、教職員の道徳教育の指導力向上に努めます。
- 家庭や地域との連携を深め、児童・生徒の道徳性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

###### 【主な取組】

- 道徳教育の目標に「伝統と文化の尊重」「我が国と郷土を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」が加えられたこと等、学習指導要領の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画の作成、見直しを進め、道徳教育推進教員を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 「私たちの道徳」や郷土教育資料「ふるさとの心」等の各種資料の活用を促すとともに、各地域の教育伝承も活用し、道徳教育の充実に努めます。
- 総合的な学習の時間や特別活動を活用し、特色ある教育活動をさらに推進するとともに、ボランティア活動や体験活動などを通して豊かな心の育成を図ります。
- 一人一人の教職員が道徳教育の重要性をさらに認識するとともに、道徳に関する指導力のさらなる向上が図られるよう、各種研修内容の改善・充実に努めます。
- 青少年健全育成に関わる関係部局や警察等関係機関との情報交換を行い、道

徳性育成のための方向性の共有化を図ります。

(イ) 生徒指導の充実

【現状と課題】

- いじめや暴力行為などの問題行動、インターネット、携帯電話・スマートフォン、携帯ゲーム機等の普及に伴う課題に、学校、家庭、地域、関係機関が連携して対応することが必要です。
- いじめの問題等については、人権と関わる重大な問題ととらえ、早期発見と迅速な対応によって解決を図るという基本的認識に立つとともに、問題行動についても早期発見、早期対応のために、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を一層推進することが必要です。
- 不登校児童生徒の登校再開に向けては、一人一人の様々な状況に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関が連携した取組を一層充実させることが必要です。

【これからの施策の必要性】

- 生徒指導に関する教職員の資質向上、指導力向上に努めます。
- 学校の生徒指導体制を確立し、全教職員が一体となった生徒指導に努めます。
- スクールカウンセラー配置事業や町教育相談員配置事業等による総合的な相談体制の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、関係機関等の連携を促進します。
- 関係機関と連携を図り、不登校児童・生徒の登校再開をめざします。

【主な取組】

- 生徒指導に関する研修内容の充実を図り、不登校や問題行動等の未然防止、早期解決が図られるよう、教職員の専門性・指導力向上にさらに取り組みます。
- 管理職のリーダーシップのもとで、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、児童・生徒の心に届く生徒指導を推進します。
- 不登校や不登校傾向の児童・生徒に対しては、各学校において個別支援計画を作成するとともに、保護者や関係機関と連携した個別指導や家庭訪問を行うことにより、児童・生徒の登校再開に向けて、個に応じた組織的・継続的な支援に努めます。
- いじめの問題や不登校など、各学校の実情に応じ専門性の高いスクールカウンセラーの積極的活用や、町教育委員会の教育相談窓口、町教育相談員の利用促進を図り、総合的な相談体制の充実に取り組みます。
- 福祉機関、警察との連携強化に努めます。

(ウ) 人権教育の充実

【現状と課題】

- 全ての人の人権が尊重され擁護されることは、平和で、民主的かつ幸福な社会を実現するために大切なことです。
- 人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通して児童・生徒の

発達段階に応じ、創意工夫して取り組む必要があります。

- 児童・生徒の人権尊重の理解が知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていないことがあります。また、教職員の人権尊重の理念をさらに高めていく必要もあります。

**【これからの施策の方向性】**

- 学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図ります。
- 全ての教育活動を通して、児童生徒の人権尊重意識の高揚を図っていきます。
- 教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善を進めます。
- 社会教育において、人権に関する学習・啓発活動を推進します。

**【主な取組】**

- 授業などを通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、学校、家庭、地域等が緊密な連携のもと、積極的に人権教育の充実に努めます。
- 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた指導の取組を通して、児童・生徒の発達段階に配慮した人権教育指導資料等を作成・配布するとともに、体験的な活動を取り入れ、人権尊重意識の高揚に努めます。
- 様々な人権課題に応じた研修を実施し、教職員の意識の高揚や指導者としての資質の向上に努めます。また、地区ごとに開催する授業を通じた研修会等において、人権教育の指導内容等の工夫・改善に努めます。
- 教育委員会、及び町職員の人権意識の高揚や指導力の向上を図り、社会教育における人権教育の推進体制を充実・強化します。

(エ) 体験活動の充実

**【現状と課題】**

- 豊かな自然、多様な食文化、地域の伝統文化などを生かした体験活動は、生命や自然を大切に作る心や他者を思いやる優しさ、社会性などを育てる有効な機会です。
- 本町は温暖な気候や豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を数多く有しており、各学校においては、社会奉仕活動、自然体験活動、勤労生産体験活動等、地域の実情に応じた多様な体験活動を実施しています。
- 本町は農業が基幹産業となっており、町内各地で多様な作物生産が行われていますが、これらの産業を体験学習などの教育活動に生かし、食農教育が多くの学校で展開されています。
- 体験活動の教育課程への工夫した位置付けが必要です。

**【これからの施策の方向性】**

- 地域の特色を生かし、創意工夫を凝らした体験活動をより一層推進します。
- 体験活動の教育課程への適切な位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。

- 体験活動を通して「心の教育」の充実に努めるとともに、確かな学力や豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を備えた児童・生徒の育成に努めます。

#### 【主な取組】

- 小中学校において、農家や関係団体、関係部局との連携を図り、サトウキビ、サツマイモ栽培や米作り、ウミガメ放流等、農業や自然に関わる体験学習の取組を推進します。
- 各学校において、地域の清掃活動や高齢者・幼児との交流などの勤労・奉仕的体験、職場体験学習など様々な体験活動が実施されるように支援します。
- 環境、福祉・ボランティア、国際理解、郷土理解などの体験型学習を、総合的な学習の時間等の教育課程に位置付け、効果的な学習が進められるよう実践研究を推進し、指導法の改善に努めます。
- 郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など、各学校や教育委員会で取り組んでいる地域の特性を生かした体験活動を支援します。
- 関係機関と連携し、地域の教育力を生かした体験活動を推進します。

## ② 健やかな体の育成

### (ア) 体力・運動能力の向上

#### 【現状と課題】

- 体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっています。
- 近年の社会環境や生活様式の変化に伴い、日常生活において体を動かす機会が減少していることから、子供の基礎的な体力や運動能力は低下傾向にあります。また、運動やスポーツに興味をもち、積極的に運動を行う子供と、そうでない子供との二極化が見られます。
- 学習指導要領においては、児童・生徒の体力の向上がより一層重視されています。また、中学校では武道の必修化が行われています。

#### 【これからの施策の方向性】

- 小・中学校における体育・保健体育の授業時数の増加を踏まえ、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成に努めます。
- 体力・運動能力調査等の結果を分析・活用し、児童・生徒の体力・運動能力向上の取組を推進します。
- 児童・生徒、保護者等へ体力の重要性を理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚を図ります。
- 武道の必修化に伴う教育活動が、安全で充実したものになるよう、指導者の実技研修に努めます。

#### 【主な取組】

- 運動に興味をもち、意欲的に運動に取り組む児童・生徒を育成するために、体育担当者会の充実や授業を通じた研修などを通して、教員の指導力の向上を図ります。
- 「一校一運動」の実践や外遊びの奨励など、児童・生徒が運動する機会を増

やす取組を推進します。

- 各学校において体力・運動能力調査結果を分析し、体力向上に関する全体計画を作成するなどして、年間を通じた体力向上の取組を推進します。
- 児童・生徒の体力の実態について周知を図り、児童・生徒、保護者等の意識の高揚を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブ等への参加を促進し、学校、家庭、地域と連携した体力づくりの取組を推進します。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導のあり方を改善し、体力の向上を図ります。また、武道等の指導者の資質向上に努めるとともに、我が国固有の伝統と文化であることを踏まえた指導を推進します。

#### (イ) 食育の推進

##### 【現状と課題】

- 社会環境や食習慣が大きく変化していく中で、子供たちの朝食の欠食、偏食、個食、といった食生活の乱れ、栄養バランスの乱れ、過食による肥満などの健康問題が指摘されています。子供の食育は家庭を中心に行われることが基本ですが、学齢期においては、児童・生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るために、学校における食育の推進が重要な課題となっています。
- 児童・生徒の食生活の変化や「食育基本法」の制定を受けて、平成21年4月に改正された学校教育法は、その目的が食育の推進を重視したものとなり、「学校における食育の推進」が明確に位置付けられました。
- 郷土の産物を使って受け継がれてきた郷土食や、昔から行われてきた祭りなどにちなんだ行事食等の食文化が失われつつあります。
- 平成26年4月に行った調査によると、「毎日朝食を食べている。」と回答した児童・生徒の割合は、小学6年生で88.6%、中学2年生で89.2%となっています。
- 平成26年度は全ての小・中学校において、栄養教諭等による「食に関する指導」が実施されています。また、食に関する指導の一層の推進を図るために栄養教諭が作成した資料等は、全ての小・中学校で給食指導の際などに活用されています。さらに、「食に関する指導の全体計画」も全ての小・中学校で作成され、児童・生徒の学年、発達段階に応じた系統的な指導が行われています。

##### 【これからの施策の方向性】

- 食を通じて、児童・生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るとともに、地域を見直すこと、失われつつある食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さを理解させることをめざします。
- 学校給食を活用した食に関する指導を、全教職員の共通理解のもと、教育活動全体で組織的に取り組む体制づくりに努めます。
- 児童・生徒に望ましい食習慣等を身に付けさせるため、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域社会の連携の促進を図ります。

##### 【主な取組】

- 学校における食育は、「児童・生徒が健全な食生活を実践するための知識や能力を習得し、健康で豊かな人間性を育てるように」を目標に、学校教育全体を通じた「食に関する指導」を推進します。また、食に関する指導の全体計画や年間指導計画は、児童・生徒の発達段階に応じて作成、見直しをしていきます。
- 児童・生徒の食に関する知識や関心を高めるために、学校での農産物の栽培・加工体験、子供たちが作った農産物の学校給食での活用、生産者等による「食と農の出前授業」を通して、地域農業と学校給食の連携を中心にした食農教育を推進します。
- 安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を推進するために、食材納入業者との連携、情報・認識の共有を図ります。
- PTA活動、学校保健委員会等や献立表を活用し、食に関する身近なテーマや子供たちを取り巻く食環境など、学校給食への理解を深められるような情報を提供して、家庭や地域との連携・協力を図ります。
- 学校給食の献立に使用する食品と教科等で取り上げられた食品を意図的に関連させるなど、計画的な献立で食に関する指導を効果的・継続的に進められるように努めます。
- 児童・生徒の考えた献立や希望献立、さらに地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、「おいしくて、安心・安全な給食」を提供することは、地域の食文化の継承にもつながります。
- 給食試食会等のイベントを通して、基本的な生活習慣、望ましい食生活のあり方、地産地消等について考える取組を推進します。

#### (ウ) 健康教育の推進

##### 【現状と課題】

- 児童・生徒が、健康増進に必要な知識、能力、態度を身に付けることにより、生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、学校における健康教育の充実が必要です。
- 近年、性の問題行動、喫煙、飲酒、薬物乱用、不登校や保健室登校、アレルギー疾患への対応など、児童・生徒の健康課題が多様化しています。
- 若年性生活習慣病など、多様化する児童・生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域の連携が必要です。

##### 【これからの施策の必要性】

- 学校の実態や発達段階に応じた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を全ての教職員で推進するための組織体制の整備・充実に努めます
- 児童・生徒の健康課題に適切に対応するため、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

##### 【主な取組】

- 学校保健に関する調査や学校保健優良学校の推薦等を通して、保健教育や保健管理など学校保健に関する取組の充実に努めます。



- 町学校保健会、及び各種研修会等の内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
- 全ての教職員が学校保健活動に関心をもち、学校内の組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。
- 教職員、保護者、学校医等が連携して児童・生徒の健康づくりに取り組む「学校保健委員会」の活動を推進します。
- 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関・団体との連携を深めます。

### ③ 安全な学校給食の推進

#### 【現状と課題】

- 平成24年度から平成26年度までの3年間で、給食センター備品の更新をすべて完了しました。電源についても高圧電源の確保を行いました。
- 学校給食法の改正がなされ、従来の「栄養改善」から食の大切さや食の文化、栄養のバランスなどを学ぶ「食育」が重用視されるようになりました。
- 学校給食衛生管理基準の根拠を法律（学校給食法）で定め、法的基準の位置付けが明確になり、更なる衛生管理の徹底が求められるようになりました。

#### 【これからの施策の方向性】

- 厳選した食材を使い、充実した献立にするための作業工程のあり方や調理方法等の研究を行い、安心安全で美味しい給食の提供に努めます。
- 学校、栄養教諭、調理員、地元生産者が幅広く連携して食育の推進を図ります。
- 「学校給食衛生管理基準」を踏まえ、衛生管理の徹底を図ります。

#### 【主な取組】

- 学校給食が「生きた教材」として活用されるよう配慮し、児童生徒が望ましい食生活と食に関する実践力を身につけられるような献立づくりに努めます。
- 地元生産者との交流を深め、安全な食材の調達に努め、併せて積極的な地産地消を推進します。
- 栄養教諭、調理員、生産者が一体となって「食育」の推進に努めます。
- 調理技術の向上、安全・衛生管理を徹底するため、職員の各種研修会・講習会への参加を促進します。

## Ⅱ 確かな学力の定着と向上

### ① 「確かな学力」の定着

#### 【現状と課題】

- 教育基本法の改正を受け、学習指導要領の改訂が行われました（小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施）。学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後求められる学力である①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③学習意欲の向上や学習習慣の確立等、を図る必要があります。
- 小中学校で実施した「鹿児島学力定着度調査」や「全国学力・学習状況調査」

の結果等によると、小学校では知識・技能といった基礎学力は概ね定着していますが、中学校では定着がやや十分ではなく、知識・技能を活用する力については小中学校とも十分とは言えず課題があります。

- 家庭学習については、平日の家庭学習の時間が1時間未満のものが小学校6年生で46.9%（全国：37.9%）中学校3年生では12.3%います。

#### 【これからの施策の方向性】

- 知識・技能を活用する力を育成するために、「問題解決的な学習の推進」「言語活動の充実」や「体験的活動の充実」「学習意欲の向上」等を重視した学習活動を推進します。
- 各学校において、標準学力検査、及び「鹿児島学習定着度調査」、「全国学力・学習状況調査」結果等を踏まえ、学力向上についてのPDCAサイクルを確立し、計画的、具体的な指導方法の改善を進めます。
- 学力向上へ向け、小中高連携による公開授業や授業研究を実施し、教職員の指導力の向上を図ります。

#### 【主な取組】

- 各教科の研究を推進する「学力向上対策委員会」等を活用しつつ、小・中・高等学校連携による公開授業や授業研究、及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し、その成果を町内の教職員で広く共有することによって指導力向上を図ります。
- 学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底を図り、各学校において、その目標や内容に沿った実践が円滑に行えるように取組を推進します。
- 標準学力検査、及び「鹿児島学習定着度調査」、「全国学力・学習状況調査」結果等に基づき、各学校が学力向上策を策定・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的・具体的に改善を行うよう指導します。
- 標準学力検査、及び「鹿児島学習定着度調査」、「全国学力・学習状況調査」結果等を公表し、学校、家庭、地域が課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。
- 「鹿児島チャレンジ」「鹿児島ベーシック」等の利用促進や「家庭学習60・90運動」のより実効的な展開などにより、学習習慣の確立に努めます。

## ② 特別支援教育の推進

#### 【現状と課題】

- 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の推進が求められています。
- 本町においては、全ての小中学校で「校内特別支援教育推進委員会」が設置されたり、特別支援教育コーディネーターの指名が行われたりしており、障害のある児童・生徒に対する支援体制は整備されてきています。また、特別支援教育支援員も6校に9名が配置（平成27年度）され、支援に当たっています。

- 支援を必要とする児童・生徒に対しては、保護者や特別支援学校等と連携を図りながら、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・検討を推進するとともに、支援に当たる教職員の専門性の向上を図ることが求められています。

#### 【これからの施策の方向性】

- 障害についての正しい理解と認識を啓発し、適切な就学指導を推進します。
- 小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒に対する指導・支援体制の整備に努めます。
- 就学前や卒業後を含めた一貫した総合的な支援体制の整備に努めます。
- 施設設備の整備など特別支援教育の環境整備に努めます。

#### 【主な取組】

- 障害のある児童・生徒との交流及び共同学習を計画的に推進します。
- 小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒に対する「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・検討、活用を促進するなど、校内支援体制の整備を図ります。
- 地域特別支援連携協議会を機能化し、「個別の教育支援計画」等に基づき、関係機関との連携のもとに適切な指導及び必要な支援が行われるように支援体制の整備を図ります。
- 学校の実態を踏まえ、特別支援教育支援員の計画的配置を進めます。

### ③ キャリア教育の推進

#### 【現状と課題】

- 近年、若者の社会人・職業人としての基本的な資質・能力の未熟さが指摘されたりしますが、児童・生徒一人一人が学業の意義や必要性を実感するとともに、自分の生き方について考え、主体的に自己の進路決定ができるようにするため、勤労観や職業観を育成することが必要です。
- 職場体験学習を継続して実施し、取組を充実させることが必要です。
- 各学校では、実社会で活躍する企業経営者や技術者等を講師として、進路に関する講話等を行い、自分の生き方について考える機会を設けることが大切です。

#### 【これからの施策の必要性】

- 発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じた系統的なキャリア教育を推進します。
- 調査研究の成果や指定校の実践例等を参考にして、キャリア教育に関する教職員の指導力向上に努めます。
- 事業所や商工会などの関係機関との連携・協力を強化し、職場体験等を通じたキャリア教育を推進します。

#### 【主な取組】

- 発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、校種や各教科等の特質に応じた取組の推進を図ります。
- 小・中学校段階での、ものづくり体験などの取組を推進することにより、早い時期からの望ましい勤労観、職業観の育成や、職業に関する知識・技能の習得を

図ります。

- キャリア教育の指導計画や評価方法の研究，教材の開発に関する実践例を収集し，情報交換や情報提供を推進します。
- 事業所や商工会と連携し，より効果的な職場体験や進路指導講話の実施などの取組を推進します。

#### ④ 郷土教育の推進

##### 【現状と課題】

- すべての小・中学校で「郷土教育の全体計画」が策定されています。
- 少子高齢化，過疎化により，伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなる可能性があります。

##### 【これからの施策の方向性】

- 各学校において，郷土芸能や伝統文化を体験する活動や，先人の業績や生き方を学ぶ活動などの充実を図り，中種子町の魅力を語る人材の育成に努めます。
- 町内の社会文化施設利用の促進等を含め，郷土教育の推進を図ります。
- 貴重なふるさとの伝統文化の継承について，関係機関と連携しながら継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。

##### 【主な取組】

- 各学校において，教科，道徳，総合的な学習の時間等の授業を通して，観光資源など郷土の素材を生かしながら，郷土の魅力について調べ発表し合うなど，郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。また，我が国や郷土の地理・歴史，伝統，文化について理解を深めさせるとともに，国旗・国歌を尊重する取組に努めます。
- 各学校において，学校行事等で地域と学校がより連携して，地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。
- 町内の郷土素材の収集，吟味，教材開発等が行えるように，事例を広く紹介するなど積極的な取組を促します。
- 郷土教育に関する資料を吟味・精選，再構成するなどして，郷土の歴史を学ぶ教育を支援します。
- 各学校において，運動会や体育大会，学習発表会や文化祭などの学校行事や，日頃の授業等で地域と学校がより連携して，地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるように機会をとらえて指導します。

#### ⑤ 社会の変化に対応した教育の推進

##### (ア) 情報教育

##### 【現状と課題】

- 急速に発展する社会の情報化に対応するため，児童・生徒の情報活用能力(情報リテラシー)を育むとともに，情報モラルの育成が求められています。
- 本町の教職員のICT活用指導力は，全国平均を概ね上回っていますが，さらなる指導力の向上が必要です。

- 本町の小・中学校における教育用コンピューターの整備は完了しています。
- インターネット上における人権侵害などの様々な問題に対応するため、小・中学校においては体系的な情報モラル教育を充実させる必要があります。

**【これからの施策の方向性】**

- 児童・生徒が学校においてコンピューターに十分触れ、情報活用能力の育成が図られるよう、ICT環境整備とともに、ICTを活用した授業の実践を推進します。
- 児童・生徒の発達段階、及び社会の実情に応じた情報モラル教育の充実に努めます。

**【主な取組】**

- 学校ICT環境整備事業に基づき、ICT環境の整備を引き続き進めます。
- 児童・生徒がコンピューター等に触れる機会を拡充するとともに、ICTを活用した授業のできる教職員のさらなる育成を図るため、各種研修会の充実に努めます。
- 情報モラル教育については、外部講師を活用した教職員研修や、指導で活用する教材の充実に努め、児童・生徒や保護者への指導・啓発を推進します。

(イ) 環境教育

**【現状と課題】**

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の存続と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」も規定されています。
- 環境教育については、小・中学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全のバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、全ての小学校は、体験的活動も取り入れています。

**【これからの施策の方向性】**

- 関係部局と連携した環境教育をさらに推進します。

**【主な取組】**

- 各学校において、環境教育の全体計画を作成し、各教科等での学習を効果的に関連させ、日常生活における環境保全活動への参画意識を育てるための取組を促進します。また、地域の特色を生かした体験的な環境学習の充実に努め、環境保全と生活の利便性のバランスについて、自分の生活を照らし合わせながら考えさせる学習を推進します。
- 先進的な取組を進める学校の事例等を紹介するなどし、環境教育を重視した教育活動の普及を図ります。

(ウ) 福祉教育・ボランティア活動

**【現状と課題】**

- 児童・生徒が乳幼児から高齢者、及び介護を必要とする人の気持ちに触れた

り、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方をめざしていくことは極めて重要です。今後より一層高齢化が進む中で、一人一人の児童・生徒に対して、福祉や介護に関する課題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。

- 各学校では、総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動等を実施しています。また、家庭科や社会科でバリアフリー体験やボランティア活動などについて学習したり、地域の高齢者との交流活動を実施したりしています。

#### 【これからの施策の方向性】

- 児童・生徒の発達段階を踏まえた福祉教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

#### 【主な取組】

- 児童・生徒の発達段階に応じ、幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心を醸成するための指導計画や教職員の指導力向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉に関する体験活動の充実に努めます。

### (エ) 国際理解教育

#### 【現状と課題】

- グローバル化の進む国際社会において、日本人としての自覚をもち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力の基礎を培うため、国際理解教育を推進することは重要です。
- 各学校では、ALTとのチーム・ティーチングによる授業などを通して、実践的なコミュニケーション能力を高めたりするなど実践的取組が広がっていますが、単なる体験にならないよう、ねらいを明確にして計画的な活動を行う必要があります。

#### 【これからの施策の方向性】

- 学校において、自ら判断し行動できる国際感覚を持った児童・生徒の育成に努めます。

#### 【主な取組】

- 国際理解教育に関する実践的な授業づくりに役立つ情報を提供するなど、学習方法・内容の充実・改善に取り組みます。
- 小・中学校の国際理解教育の全体計画の一層の改善を促進します。
- 各学校においてALTを活用し、外国の言語や文化に対する理解を深める取組を推進するなど、国際理解教育の充実に努めます。

### (オ) 消費者教育・金融教育

#### 【現状と課題】

- 近年、マルチ商法やキャッチセールスなどの悪質商法や、クレジットカード・消費者金融等による多重債務者等が深刻な社会問題となっています。このよ

うな中で、児童・生徒の発達段階を踏まえ、消費教育についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意志決定する能力や、責任をもって行動できる能力を育成することが求められています。

- 学校では、学習指導要領に基づき、ものやお金を大切にすることを通して、正しい金銭感覚を身に付けられるよう学習をしています。また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題となっていることを理解させ、消費者トラブルの未然防止や事後対策等についても学習しています。

#### 【これからの施策の方向性】

- これからの変化の激しい社会において、自ら判断し行動できる金銭感覚をもった児童・生徒の育成を図り、消費者トラブルの未然防止など消費者教育の充実に努めます。

#### 【主な取組】

- 特別活動、社会科（公民）、家庭科、道徳において、ものの大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意志決定できるよう、児童・生徒の発達段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力向上に努めます。
- 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図ります。

### Ⅲ 開かれ、信頼される学校づくり

#### ① 開かれた学校づくり

##### 【現状と課題】

- 教職員による学校の自己評価、及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表による開かれた学校づくりの推進が求められています。
- 学校教育法では、自己評価の実施と公表の義務、学校関係者評価の実施の公表の努力義務、評価結果の設置者への報告の義務が規定されています。
- 本町では全ての小・中学校で自己評価の実施と公表が行われています。

##### 【これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価をもとにした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。
- 各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の密接な連携を推進します。

##### 【主な取組】

- 教職員による学校の自己評価、保護者等による学校関係者評価が、これまでどおり全ての学校で実施されるよう取組を推進します。また、各学校が評価結果の公表など積極的な情報公開や、その結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- PDCAサイクルに基づく学校運営改善を推進するため、効果的な自己評価のあり方や学校関係者評価の進め方等について、本町にふさわしい方法を研究して

いきます。

- 標準学力検査、鹿児島学習定着度調査等の結果に基づき、各学校が学力向上策を作成・実施し、成果や課題を明らかにしながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、一連のサイクルを公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的な取組を推進します。
- 学校からの評価報告書に基づいた支援や条件整備等の改善が適切になされるよう努めます。

## ② 学校運営の充実

### 【現状と課題】

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任のもとで行われています。
- 社会の要請等に対し、管理職が明確なビジョンをもち、適切にリーダーシップを発揮して対応することが求められています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない、そのためには、適正な教職員配置を行うことが求められています。
- 管理職の資質向上を図るため、年間を通して校長・教頭研修会を開催しています。
- きめ細かな指導や特色ある教育の展開を支援・強化するための教職員配置に努めています。
- 教職員による学校の自己評価、及び保護者等による学校関係者評価の結果を踏まえ、積極的に学校運営の改善を図ることが必要です。

### 【これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るために必要な取組を推進します。
- 学校の組織体制や指導体制の充実を図るため、管理職や教務主任、生徒指導主任等の各種研修会をより充実させます。

### 【主な取組】

- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。

## ③ へき地・小規模校教育の充実

### 【現状と課題】

- 平成27年度は、本町7小学校のうち6校が複式学級を有しています。本町の小学校児童425名中、119名は複式学級で学んでいます。へき地・小規模校教育の振興を図ることは本町教育の振興を図る上で重要です。
- へき地等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、県内各地のへき地校では総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化等を生かした特色ある教育活動が展開されています。



- 全国学力・学習状況調査では、学校規模によって学力には大きな差は生じていません。また、複式学級を有している学校とそうでない学校によっても学力には大きな差は生じていません。

**【これからの施策の方向性】**

- へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。
- 複式学級の指導のあり方や各教科等の授業の進め方等に関わる教職員の指導力向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。

**【主な取組】**

- へき地・複式教育指導資料の作成・配布や実践事例の紹介により、へき地・複式教育の充実に努めます。
- 大規模校や近隣学校との交流学习の促進や、教育機器等を活用するなどの教育方法の改善等により、へき地・小規模校の教育活動の活性化に努めます。
- 複式指導法等の研修をより一層充実させ、複式学級担任の資質向上に努めます。

**④ 教職員の資質向上**

**【現状と課題】**

- 児童・生徒が学力を身に付け、心豊かにたくましく生きる力を付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教職員としての使命感や職責感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員のさらなる資質向上が求められています。

**【これからの施策の方向性】**

- 教職員の人事評価の一層の充実等により、適切な人事管理に努めます。
- 教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質向上に努めます。

**【主な取組】**

- 教職員の意欲を高め、資質の向上を図ることによる学校の活性化をめざし、教職員の人事評価の一層の充実に努めます。
- 子供たちに良好な教育環境を提供するため、資質の向上を必要とする教職員に対しては、指導改善研修等を実施し、指導力の向上を図ります。

**⑤ 安全・安心な学校づくり**

**【現状と課題】**

- 学校施設は、児童・生徒等が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童・生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には、地域住民の緊急避難場所としても役割を果たすことが予想されることから、その安全性の確保は、極めて重要です。
- 本町の公立学校施設の耐震化率は100%となっています。
- 近年、学校や通学路での児童・生徒に関わる事件、事故が発生しています。児童・生徒が安心して登下校できるよう、学校、家庭、地域が連携を深め、安全管

理に関する取組を一層充実させる必要があります。

**【これからの施策の方向性】**

- 公立学校の施設の改修に計画的に取り組みます。
- 警察等関係機関と連携し、児童・生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制の整備を推進します。

**【主な取組】**

- 「危機管理マニュアル」の定期的な見直しや、学校安全計画の策定などにより、各学校における安全体制の整備を進めます。
- 防犯教室や避難訓練等の実施により、児童・生徒に危険予知、危険回避能力を身に付けさせる安全教育を推進します。
- 警察やスクールガード等と連携し、不審者情報等、児童生徒の安全に関わる情報を共有し、事件・事故や自然災害からの安全確保を図ります。

**⑥ 教育環境の整備・充実**

**【現状と課題】**

- 各学校の耐震補強工事については、平成24年度までにすべて終了しました。大規模改修事業、校舎屋上防水工事、外壁の補修・塗装、屋内運動場の改修などについても、計画的に実施してきました。
- 老朽化してきている学校施設設備については、安全性を考慮した対策を講じる必要があります。
- 教職員住宅についても、築後40年を経過している建物もあり、安心して居住できる住宅環境整備を図る必要があります。
- 情報化に対応できる資質の育成のため、ICT環境の整備を図る必要があります。
- 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に支援する必要があります。
- 学校教材・備品の充実を図る必要があります。

**【これからの施策の方向性】**

- 老朽化した学校施設設備、教職員住宅等については、安全性の確保、安心できる居住環境の整備を図ります。
- 学校の情報化教育に対応できるICT環境整備に努めます。
- 就学支援が必要な児童生徒の把握に努めます。
- 学習の質、効果を向上させるため教材備品の活用に努めます。

**【主な取組】**

- 学校施設設備の安全性の確保、安心して居住できる住宅環境の整備を図るため、緊急性を重視し、費用対効果も考慮しながら、効果的な予算の執行に努めます。
- 教材備品の充実に努めます。
- 小中学校の児童生徒への就学援助が、適切に実施されるよう努めます。

## IV 生涯学習環境の充実と社会教育の推進

### ① 生涯学習環境の充実

#### 【現状と課題】

- 人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- 社会の急激な変化に伴い、一人一人が社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- 一人一人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用できるようにすることが必要となっています。
- 中種子町中央公民館を生涯学習の拠点施設としてその充実に努めており、各自治公民館や社会教育関係団体と連携を図りながら、多様化・高度化する住民ニーズに対応した学習機会の提供や人材の育成を行っていますが、今後、一層の充実を図る必要があります。

#### 【これからの施策の方向性】

- 町民の多様化・高度化する学習ニーズや現代的課題等に対応できるよう学習機会の充実を図ります。
- 生涯学習に関する情報をデータベース化し、町民が必要な生涯学習の情報の提供に努めます。

#### 【主な取り組み】

- 関係機関、民間団体等と連携しながら、各種講座や指導者・講師、各種イベントなど生涯学習に関する情報を広く町民に提供します。
- 中種子町中央公民館等の社会教育施設における講座や研修会を充実するとともに、学習の成果を生かし、地域において必要とされるボランティア活動等を支援します。特に、地域づくりの拠点でもある中央公民館の活動を充実します。

### ② 人権教育の充実

#### 【現状と課題】

- 性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会や、障害の有無にかかわらず、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会など、平和で、民主的かつ幸福な社会を作るために、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは、必要不可欠なことです。
- 人権教育は、全ての教育の基本であり、全ての学校及び地域において、地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組む必要があります。
- 「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づき、各種研修会における指導の充実を図るとともに、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進める必

要があります。

- 人権教育・啓発については、これまでも様々な取組が行われ、人々の人権意識は高まりつつありますが、いじめや虐待といった子どもの人権に関する問題やインターネット等による人権侵害など、現在でも様々な人権問題が発生しています。

**【これからの施策の方向性】**

- 町民一人一人の人権が尊重され、その精神が溢れる社会づくりを推進します。
- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくりの実現を図ります。
- 様々な人権問題についての学習機会を拡充し、意識の高揚を図ります。
- 社会教育における人権教育の充実を図ります。

**【主な取組】**

- 家庭教育学級・講座等による学習機会の充実・拡充に努めます。
- 各種研修会等への参加を促進し、指導者の資質向上と意識の高揚に努めます。
- 「生涯学習だより」や「人権啓発チラシ」を活用した啓発活動の充実を図ります。
- 学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に人権教育の充実を図ります。

### ③ 体験活動の充実

**【現状と課題】**

- 豊かな自然、多様な食文化、地域の伝統文化などを生かした体験活動は、生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性などを育てる有効な機会です。
- 社会教育施設は、学校教育と連携して家庭や学校では得がたい体験活動を子どもたちに提供しています。今後、子どもたちはもとより、広く町民から親しまれ、積極的に活用されることも必要です。

**【これからの施策の方向性】**

- 本町の地域の特色を生かし、創意工夫をこらした体験活動を一層推進します。
- 体験活動の充実を図るため、指導の工夫・改善に努めます。
- 社会教育施設において、関係機関や民間団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進します。

**【主な取組】**

- 関係団体、関係部局との連携を図り、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等とともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など地域の特性を生かした体験活動の取組を推進します。
- 県立青少年社会教育施設における青少年の体験活動の場となる受入事業や自主研修事業の実施に努めます。

### ④ 読書活動の推進

### 【現状と課題】

- 本県の第3次子ども読書活動推進計画に基づき、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進し、本町では、心・夢・未来を築く読書推進活動を展開している。これまでも学校における親子読書の実施や読書活動グループによる読み聞かせ、町立図書館との連携による活性化を図ってきたが、今後も地域民の生涯学習の拠点として学びの機会の拡充を図るため、中央公民館図書室の充実に努めます。

### 【これからの施策の方向性】

- 子どもから大人まで多くの町民の読書意欲を高める取り組みを推進します。
- 中央公民館図書室の利用促進を図るため、町民の多様なニーズを把握し、蔵書の充実と情報発信に積極的に取り組みます。

### 【主な取組】

- 図書選定委員会の充実と中種子町読書強調月間（6月、10月）を実施します。
- 町内の読書グループを育成し、中央公民館図書室での読み聞かせ会、学校への出前読み聞かせ会、学童保育などでの活動を推進します。
- 子どもから大人までのあらゆる年代のニーズに応じた蔵書の充実に努めます。
- 平成26年度から導入した図書システムの有効活用を図り、中央公民館図書室と学校図書室が相互に連携した取り組みを推進します。

## V 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

### ① 地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進

#### 【現状と課題】

- 本町には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があり、このような中種子の特性を生かした、中種子らしい「地域の中の学校」づくりを推進していくことが必要です。
- 本町では全ての小中学校において「かごしま学校応援団」の取組への体制が整っています。今後も啓発や情報提供に努めるとともに、学校支援ボランティアの一層の活用に向けて地域コーディネーターの養成と資質向上を引き続き図っていくことが必要です。

#### 【これからの施策の方向性】

- 地域が学校を支援するための体制づくりを推進します。
- 学校支援ボランティアを活用しやすい体制をつくるためのコーディネーターの養成と資質向上に努めます。
- 多くの地域の方や企業等が学校支援ボランティアとして登録され、学校応援団の取組が円滑になされるよう普及・啓発に努めます。

#### 【主な取組】

- 学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支える取組を推進します。
- 地域が学校を支援するためのより効果的な方法について研究するとともに、そ

の成果や模範的な取組を地域・学校等に普及します。

- 学校と地域をつなぐコーディネーターの養成及びスキルアップを図る研修を実施します。
- 優れた知識経験や技術を有する社会人を学校教育へ活用したり、放課後や休日等に学習活動や体験活動等を実施するなどの取組を推進します。

## ② 地域ぐるみでの子どもの育成

### 【現状と課題】

- 地域の中で大人や異年齢の子どものと交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感が育まれることから、地域は、子どもが生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- 鹿児島には、教育的な風土や伝統、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめな」など道徳心や真の勇気を唱える独自の教育伝承があります。これらの教育的資源を生かしながら、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを地域ぐるみで育成することが求められています。
- 本町では、異年齢による精神鍛錬や学習の場等を設定して活動する体験活動や子ども会、ジュニア・リーダークラブ等青少年を主体とした団体が活動していますが、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団との両立などの課題があります。

### 【これからの施策の方向性】

- 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 異年齢による学習活動や体験活動、精神鍛錬等を通じて、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを地域ぐるみで育成します。
- 様々な地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成します。
- 中種子町健全育成全体協議会の組織強化と活動の充実を図り、青少年の健全育成を推進します。

### 【主な取組】

- 「青少年育成の日（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、家庭・学校・職場・地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成するための指導者養成研修会を実施します。
- 中種子町健全育成全体協議会の関係機関団体と連携を図り、長期休業時やイベント開催時に「愛のパトロール」を実施し青少年の健全育成を推進します。

## ③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

### 【現状と課題】

- 学校がスクールガードとして委嘱し、地域全体で子どもの安全確保に取り組む

体制が整備されつつあります。

子どもの見守り活動が形骸化することがないように、PTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関等やスクールガード・リーダー等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校、保護者、地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。

#### 【これからの施策の方向性】

- 更なる地域ぐるみによる児童生徒等の安全確保に努めるため、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進します。
- 教育委員会、関係機関及び関係団体等との連携を強化して、地域全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

#### 【主な取組】

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域全体で子どもの安全を見守る体制の整備に努めます。
- スクールガードや地域の防犯ボランティア団体等を対象とした研修会へ参加し、児童生徒の事件・事故の防止に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- すべての小中学校で作成、活用している「なかたね子ども安全マップ～自分の安全は自分で守ろう～」について、PTAや地域住民等と連携しながら、必要に応じ見直しを行い、更なる活用を図ります。
- ネット犯罪に関する情報を広く提供し、携帯電話やスマートフォン、インターネットのフィルタリングに関する研修会の開催や普及を図ります。

## ④ 家庭の教育力の向上

#### 【現状と課題】

- 「家庭は教育の原点」と言われるなど、家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。
- 鹿児島県では、全ての家庭が円満で明るい家庭をつくれるよう、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、全国にさきがけ、昭和40年から毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。
- 本町においても子育てに関する不安や悩みを抱えながらも相談できない、学習機会があっても時間的、経済的にゆとりがなく参加できない保護者への対応が必要となっています。

### 【これからの施策の方向性】

- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 親としての学び、親になるための学びなど、家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報の提供に努めます。
- 学校・家庭・地域、保健福祉関係機関、企業等と連携し、家庭教育支援を推進します。
- すべての小中学校に家庭教育学級を開設し、家庭教育の充実に努めます。

### 【主な取組】

- 本町の良き伝統である地域社会における人と人とのつながりや「家庭の日（毎月第3日曜日）」の取組を生かしながら、家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。
- 世代別の家庭教育に関する学習講座の開設や学習方法の開発、家庭教育啓発資料の作成・配布等により、地域の多様な世代が家庭教育支援に関われるよう情報提供します。
- 家庭教育に関するニーズを適切に把握し、研修会の内容を工夫・充実して家庭教育を支援する人材の養成に努めます。
- 幼稚園や保育所、保健福祉関係機関等を活用した家庭教育支援の取組を推進します。
- すべての小中学校で家庭教育学級を開設し、様々な学習プログラムに取り組み、家庭の教育力の向上を図ります。

## VI スポーツ・文化の振興

### ① 生涯スポーツの推進

#### 【現状と課題】

- 全ての町民が、いつでも、どこでも、だれでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るい地域づくり職場づくりの実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ることが必要です。
- 近年の生活様式の変化や価値観の多様化に伴い、住民の健康志向や生きがいを求める活動としてスポーツ・レクリエーションに対する意欲は急速に高まってきています。
- 町民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、太陽の里・中央運動公園を積極的に活用し、町民のニーズ・高度化に対応しながら生涯にわたる健康づくり・スポーツ活動を一体的に促進し"スポーツの町づくり"を推進することが必要です。
- スポーツ施設の老朽化に伴い、各施設・設備の年次的な点検整備を図り、安心



- ・安全な施設の維持管理に努めることが必要です。

#### 【これからの施策の方向性】

- 町民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を推進します。
- 「する、観る、支える」など町民の多様化するニーズに適切に応え、町民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備します。
- 効率的かつ計画的な施設整備に努めます。

#### 【主な取組】

- 中央運動公園の活用を促進するとともに、誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションイベント等を開催し、生涯スポーツの普及・啓発活動の充実に努めます。
- だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現のため「よいらーいきスポーツクラブ」を推進し、スポーツの受け皿づくり、選択機能の拡充を図ります。
- より多くの町民が利用できるよう、各小学校、中学校の学校体育施設開放事業を推進します。
- スポーツイベントの開催やスポーツ合宿等誘致推進協議会を中心に高校・大学・実業団等のスポーツ合宿の誘致に努め、中央運動公園の活用充実に努めます。
- 町民体育祭等を開催することにより、広く町民にスポーツを普及して健康増進と体力の向上を図り、スポーツ推進委員と連携し、地域スポーツの振興とスポーツを生かした地域づくりを推進します。
- 多様化、高度化する生涯スポーツ活動に対応できる指導者の育成と資質の向上に努めます。

## ② 競技スポーツの推進

#### 【現状と課題】

- 本町出身のスポーツ選手が、県大会や国民体育大会等各種大会で活躍することは、町民に夢と感動と活力を与えると同時に、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本町のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。
- 各スポーツ競技の底辺拡大と発育・発達段階に応じたジュニア選手の育成及び指導者の養成・資質向上などに努める必要があります。

#### 【これからの施策の方向性】

- 各競技団体や関係機関との連携を図りながら、町民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の発掘・育成・強化などを推進します。
- 将来を担う子どもたちの心身の健全育成及び人間性豊かな育成・定着を図るため、学校・地域・スポーツクラブ等関係機関の連携を深め、スポーツ環境の整備

に努めます。

#### 【主な取組】

- 町体育協会加盟団体の各種競技指導者の資質の向上，指導体制の整備充実を図ります。
- よいらーいきスポーツクラブを活用し，スポーツ好きな子どもを増やすとともに，各種スポーツ教室での体験によりジュニア層の競技人口の底辺拡大を図ります。
- スポーツ合宿等誘致推進協議会と連携した高校・大学・実業団等のスポーツ合宿誘致に努め，各種スポーツ教室等での技術指導により，本町のジュニア選手及び体育協会加盟各競技部の技術力向上を図ります。

### ③ 文化芸術活動の促進

#### 【現状と課題】

- 文化芸術を創造し，享受し文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。
- 自主性や創造性が尊重され，多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され，心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- 地域住民が日常的に文化芸術に親しめる文化施設等の充実を図り，文化芸術に触れやすくすることが必要です。
- 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには，若手アーティストや文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。
- 町民の文化芸術活動の促進に当たっては，文化施設等を積極的に活用する必要があります。

#### 【これからの施策の方向性】

- 子どもの頃から様々な文化芸術に親しむとともに，町民一人一人が生涯を通じて文化芸術に触れ，楽しめるような環境の整備に努めます。
- 他地域との交流を促進し，相互の文化芸術への理解を図るとともに文化協会等の関係団体の育成に努めます。
- 様々な芸術分野のアーティストを招聘し，地域文化とふれ合う中で新たな文化芸術の創造に努めます。
- 学校における文化芸術活動を奨励し，子どもたちが文化芸術に触れる機会を拡充します。

#### 【主な取組】

- 子どもの頃から様々な文化芸術に親しむとともに，町民一人一人が生涯を通じて文化芸術に触れ，楽しめるような環境の整備に努めます。
- 子どもたちが，優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努め，鑑賞事業の開催に当たっては，等しく鑑賞機会が確保されるよう努めます。

- ふるさとの風景画展の応募を拡充するなど、特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- たねっこ合唱隊、野間小金管バンド、納官和太鼓隊等の文化少年団加盟団体の育成・強化に努めます。

#### ④ 地域文化の継承・発展

##### 【現状と課題】

- 本町には地域の自然，歴史，風土に根ざした多彩な文化芸術が生まれ，人々の地域に生きる誇りを醸成し，地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- 本町には，個性豊かな郷土芸能や伝統行事，方言，史跡など多くの文化資産がありますが，少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより，保存・継承が難しくなっています。
- 町民が郷土芸能や伝統行事等に接する機会が少なくなってきています。
- 郷土誌の刊行が昭和46年であり，その後の資料の追加がされていないことと活字が小さかったりすることから，地域文化の基礎資料として活用されなくなっています。

##### 【これからの施策の方向性】

- 本町に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに，方言や教え言い伝えなど中種子町独自の地域文化を次世代へ継承していくことに努めます。
- 学校において伝統文化を理解させる教育を推進します。
- 郷土誌編纂に向けて取り組み，郷土教育の礎として活用を図ります。

##### 【主な取組】

- 地域に残る教えや言い伝えなどを地域の貴重な文化としてとらえ，現代にも生かすため，その普及を計り，歴史民俗資料館や国指定重要文化財古市家住宅等の文化施設を積極的に活用することを通じて，郷土の歴史や文化への関心を高め，郷土に誇りを持つ心の醸成を推進します。
- 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公演の機会を増やし，子どもたちの参加を促進するとともに，地域の高齢者などの経験を活用して方言の継承を図ります。
- 学校行事等において地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。
- 地域の伝統芸能を継承する学校が2校文化少年団に加盟しているため，組織の強化を図るとともに，今後加盟する団体の育成に努めます。
- 郷土誌編纂委員会を組織し，既存資料の追加や見直しを行い，刊行に向けて取り組みます。

#### ⑤ 文化財の保存・活用

##### 【現状と課題】

- 子どもたちをはじめ、町民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- 町内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手が育つとともに、地域の文化財の活用が図られるなど、個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。
- 本町には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化財があり、地域や国民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。
- 少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、文化財の保存・継承が難しくなっています。

**【これからの施策の方向性】**

- 次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- 地域に残る郷土芸能や伝統行事などを保存・継承するとともに、これらや史跡などの文化財を生かした地域づくりの促進に努めます。
- 豊かな自然や地域の文化財等の学校教育や地域活動への活用を促進します。

**【主な取組】**

- 次世代に継承すべき文化財については、文化庁や県教育委員会の指導・助言を求めながら、国・県・町指定や登録等を推進します。
- 国・県と連携・協力し、学習の場として史跡などの整備を図るとともに、遺跡の発掘現場を公開し、学習や体験活動の場として提供します。
- 文化少年団、郷土芸能保存会等の活動事例の情報を提供し、活動の活性化を図るとともに、地域の文化財を活用した魅力ある地域づくりを促進します。
- 文化財に関する指導・助言者等の情報提供を行い、学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡等の活用を促進します。特に学校においては、特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間などで、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。

## 第4章 計画の実現に向けて

### 教育行政の着実な推進

- ・教育委員会制度の趣旨を踏まえた取り組みの一層の充実に努める
- ・教育委員会の事務局職員や指導主事に優秀な人材を確保するとともにその資質向上に努める
- ・教育委員の研修機会を確保し、その資質向上を図ります。

### 学校・家庭・地域・企業との連携，協力

学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協力が図られるよう取り組みを推進します。

### 関係部局・関係機関との連携，協力

町長部局その他の関係機関との緊密な連携と協力を図ります。

### 地区市町村との連携，協力

地区内一市三町が教育行政の施策推進の課題について情報を交換し相互に連携・協力を図ります。

### 県との連携，協力

今後の地方分権の進展が予想される中、主体的に判断し、地域の特性を踏まえた積極的な教育行政を推進するため、県教育委員会及び出先機関との一層の連携・協力を図ります。

### 計画の評価と進捗状況の確認

教育行政の推進について、毎年の事務の点検・評価を行い、その実施に当たっては、学識経験者や町民の意見を聞くなどし、点検・評価結果については広く町民に公表します。